

# Novartis Pharma Grants for ASCVD program 2022 募集要項

ノバルティス ファーマ株式会社の「Novartis Pharma Grants for ASCVD program」は、弊社が注力する疾患領域において次項に該当する団体が立案・実行する医学教育プロジェクトを支援する制度です。この活動を通じ日本の医療現場にて生じている課題の解決に貢献することを目的としています。

## 1. 対象団体

- 医療関連学会など医学専門団体
- 地方自治体（ただし、その組織の実態が公正競争規約で制限されない団体）

ただし、次の要件を満たす団体とします。

- 団体活動が持続的に実施され、本公募により得られた成果を継続的に運用できる団体
- 医学・薬学の発展を目的に事業を行っている団体
- 疾患啓発や患者支援を行っている団体
- 公益的活動を実施している団体

## 2. 対象外の団体

- 設立初年度の団体
- 日本国外の団体
- 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に規定されている「団体性の判断基準」を満たしていない団体、または団体性の確認が行えない組織

## 3. 対象疾患・領域

アテローム性動脈硬化性心血管疾患（Atherosclerotic cardiovascular disease: 以下 ASCVD）

## 4. 本公募の目的

本邦における全死因において、心血管疾患の占める割合は大きく<sup>1)</sup>、主傷病による傷病分類別の医科診療医療費においても、「循環器系の疾患」が最も高い現状<sup>2)</sup>にあります。さらに、2030年までの疾病別死亡数推計値の第2位が循環器疾患<sup>3)</sup>であり、今後も増加するものと推定されています。このように、循環器病は、生活習慣の改善等により一定の予防が可能な疾病にもかかわらず、国民の生命と健康にとって重大な問題となっています。

このような状況に鑑み、誰もがより長く元気に活躍できるよう、健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進する事を目的に、「健康寿命の延伸等を図るた

めの脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」<sup>4)</sup>が2019年12月1日に施行されました。

循環器病対策を総合的かつ計画的に進めるにあたっては、循環器病の特徴を踏まえた取り組みを進めることが重要になります。循環器病の特徴の1つには、症状の重篤化や急激な悪化が複数回生じる危険性を常に抱えているなど、再発や増悪を来しやすいといった点があります<sup>5)</sup>。そのため、発症予防、発症後の再発予防や重症化予防を繰り返し行う対策が必要になりますが、そのような仕組みは少ないのが現状であり、地域においてASCVDのハイリスク患者を同定し受診勧奨するような患者行動変容の仕組みや診療ネットワークの構築が求められます。

#### 参考情報：

- 1) 厚生労働省『令和2年(2020)人口動態統計(確定数)の概況』統計表第6表  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei20/dl/10\\_h6.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei20/dl/10_h6.pdf) (参照：2022-06-07)
- 2) 厚生労働省『令和元(2019)年度国民医療費の概況』結果の概要  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/19/dl/kekka.pdf> (参照：2022-06-07)
- 3) 佐藤敏彦, 佐藤康仁, 平尾智広：わが国の疾病負担の将来予測. 医療と社会 19: 141-150, 2009
- 4) 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年12月13日法律第105号)
- 5) 厚生労働省『循環器病対策推進基本計画』<https://www.mhlw.go.jp/content/000688359.pdf> (参照：2022-06-07)

## 5. 対象となる活動

本公募では次に挙げる2つのテーマにあてはまる医学教育プログラムを対象とします。

ただし、申請はいずれか1つのテーマに限ります。

また1つの団体につき1件までの申請とします。

テーマ①：ASCVDの発症または再発予防を目的とした診療ネットワーク構築またはその支援プログラム

〔プログラム例〕

- 地域におけるASCVD患者の脂質管理レベル向上に向けた治療連携バスの構築支援
- ICT (Information and Communication Technology, 情報通信技術) を利用した地域連携の実装促進支援

テーマ②：ASCVDの発症または再発予防を目的とした患者教育及び行動変容プログラム

〔プログラム例〕

- 脂質異常症等の治療中断者及びその家族への継続的な受診勧奨プログラムの構築支援
- 脂質異常症患者の行動変容の仕組み作りの支援
- 家族性高コレステロール血症の診断率向上のための働きかけの仕組み作りの支援

#### [対象外の活動]

以下のプログラムは、本公募の対象外となります。

- 日本国外で行われるプログラム

- 既に弊社から支援を受けている、又は、弊社と既に産官学連携協定を締結下でのプログラム
- 既に活動が開始されているプログラム
- 他社からの支援を受けているプログラム
- 臨床試験、非臨床試験、介入試験などの研究を目的としたプログラム

## 6. 助成金額

助成総額 4,000 万円、1 申請当たり 500 万円から 1,000 万円とします。

ただし、本公募への申請件数、審査の結果により、減額されることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 7. 助成期間

プログラムは、契約締結後 3 ヶ月以内に開始することとし、その開始日から 1 年間を助成期間とします。

## 8. 申請期間

2022 年 7 月 1 日（金）～2022 年 8 月 31 日（水）

上記、期間外の申請は受付できません。

## 9. 申請

弊社寄附金申請システム（GEMS）からの申請のみ受け付けます。事前にメールアドレスの登録とパスワードの取得が必要となります。申請をご希望の際には、申請方法に関する詳細をご連絡いたしますので、グランツ事務局までメールにてご連絡ください。

申請に必要な書類は下記の通りです。全ての提出書類を GEMS 上に添付いただきますので、PDF ファイルにてご準備ください。

<提出書類>

- ① 助成申請書（弊社テンプレート\*）
- ② 助成プログラムの企画書（弊社テンプレート\*）
- ③ 助成プログラムの収支予算書（弊社テンプレート\*）
- ④ 直近の団体の事業報告書
- ⑤ 直近の団体の収支決算書
- ⑥ 団体の定款または会則
- ⑦ 役員名簿

なお、提出書類に関するご不明点はグランツ事務局までご連絡ください。

\* 公募サイト (<https://www.novartis.co.jp/innovation/support-activity/ascvd-program2022>) よりダウンロードください。採否にかかわらず提出書類の返却はいたしません。提出書類に不備がある場合は受理できませんので、「申請の手引き & FAQ」をご参照の上、ご準備ください。

## 10. 受理

グランツ事務局にて提出書類を確認後、受理した旨を連絡いたします。なお、申請内容に関し問い合わせや追加の情報提供を依頼させていただく場合があります。

## 11. 審査

外部有識者を含む審査委員会にて審査され、採択が決定されます。本公募への申請件数、審査の結果により、助成されないことや申請金額から減額されることがありますので、あらかじめご了承ください。提出書類をもとに、主に以下の観点から審査させていただきます。

### (1) プログラムの目的

- 目的は本公募の趣旨と合致しているか

### (2) プログラム内容

- プログラムを実行する必要性
- プログラムの具体性かつ実行可能性
- プログラムの評価指標とその判定方法
- プログラムの実行により期待される波及効果
- プログラムにより構築された仕組みの継続性

## 12. 審査結果の通知と発表

2022年10月中に、GEMSに登録いただいたEmailアドレス宛に審査結果をメールで連絡いたします。また、助成対象となった団体及び活動は弊社ホームページで公表させていただきます。審査内容に関するお問い合わせはお受けできません。

## 13. 契約の締結

助成が決定された後、ノバルティス ファーマ株式会社と申請団体との間で助成に関する契約を締結いたします。この契約は募集要項の条件と留意事項を遵守いただくために締結するものであり、締結が助成金交付の必須条件となります。

## 14. 助成金の交付

契約締結後に、申請団体が指定する口座に決定した助成金を、2022年12月末までに振り込みます。入金口座の名義が申請団体と一致しない場合、助成金の交付はできません。

## 15. 助成金の使途

使途が明示されない費用は認められません（雑費、諸経費等）。使途は予算書に明確に記載ください。

また弊社から交付する助成金は、本公募にて採択されたプログラムのみで使用してください。この助成金により使用できない経費は以下の通りです。

- ・ 医療用医薬品製造業販売業公正競争規約で定めている「個人費用（懇親会費、一般参加者の交通費及び個人に帰属するもの等）」
- ・ 団体の管理費（事務所賃貸費、団体のホームページ管理費、光熱費、職員の人件費等）
- ・ 団体及び個人の財産となる設備、備品代（採択されたプログラム以外の目的で使用が可能または終了後に使用可能な什器備品、パソコン及び電子機器類の費用、ソフトウェア費、システム費、設備備品の費用、機器の修理費など）
- ・ 建物の新築及び増改築等のインフラ整備費

## 16. 助成金の返還

以下の場合には助成金の一部または全部を返還していただきます。

- ・ 助成金を使用しなかった場合、または残金が発生した場合
- ・ 本公募にて採択されたプログラム以外に使用した場合
- ・ 助成金の使途に反する費用に使用された場合

なお、活動内容に変更が生じる場合は速やかにグランツ事務局にご連絡ください。

その際、変更後の活動内容が採択されたプログラムと同一の目的であることに留意いただき、変更の理由等を提出いただく必要があります。その内容を元に弊社で審査、決定いたします。

## 17. 活動の結果報告

活動終了後（活動開始日の1年後）1ヵ月以内に、活動報告書及び決算報告書を GEMS からご提出ください。報告書テンプレートのご提供及び報告方法の詳細は活動終了日が近くなりましたらグランツ事務局より連絡いたします。

## 18. 情報公開

本公募に関しては「ノバルティス ファーマ株式会社 医療機関及び医療関係者との関係の透明性に関する指針」に則り、弊社ホームページ上で情報公開させていただきます。

## 19. 情報に関する取扱い

申請に伴いご提供いただいた情報は、申請内容の審査、助成金の交付その他関連する手続きのためにのみ利用いたします。また、個人情報の保護に関する法律、関連諸法令、関連省庁等のガイドラインを遵守し、弊社プライバシーポリシーに則って適切に取り扱います。弊社プライバシーポリシーは、以下ホームページからご確認ください。

<https://www.novartis.co.jp/privacy-policy>

## 20. 申請時の留意点

- ・ 個人として申請することはできません。
- ・ 弊社が定める合意書内容での契約締結を行うことができない場合は支援対象となりません。

- 採択決定後、1ヵ月以内に両方で契約締結及び12月末までに入金手続きを完了する必要があります。2022年内に上記手順が完了しない場合には、支援対象となりません。つきましては、契約から入金までの団体における寄附金の受入れ手順をご確認ください。

## 21. 注意事項

- (1) 本公募は申請に基づき支援させていただくものであり、弊社から支援を提案することはありません。
- (2) 本公募の対象活動は申請団体自らが企画・運営するものであり、弊社がその活動に一切関与することはありません。
- (3) 本公募の助成金受領者は、利益相反に関する情報開示を求められた場合、当支援に関して適切に開示してください。
- (4) 本公募は、営業部門から完全に独立した組織により、実施しています。本公募に関するお問い合わせは、直接グラント事務局にご連絡ください。

## 22. お問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、メールにてご連絡ください。

ノバルティス ファーマ株式会社 グラント事務局

メールアドレス： [pbu\\_grants.japan@novartis.com](mailto:pbu_grants.japan@novartis.com)